

2021年4月2日

日本国内閣総理大臣
敬愛する菅義偉閣下

地球愛友好機構
金子利喜男会長
Tel. 080-4882-5455



地球愛友好機構につきまして、閣下にご挨拶を送ることを光栄に存じます。

私はこの機構の会長で、札幌大学教授（国際法・国際関係論）でございます。今後、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

小生は、1200名余の会員（80名以上の外交官、元首相、元大統領候補、学者、弁護士、裁判官、経済人、芸術家、多くの一般人）と共に、2021年1月1日に包括的で斬新な同機構を設立しました。ここには、22の理事会がございます。

これは普遍的性格のものでして、諸民族間の友好と平和関係を促進し、力でなく法の支配の樹立に貢献し、教育や芸術の振興にも努力しつつ、貴重な地球をより良くしようとするものでございます。

地球愛友好機構は、包括的な性格をもっているため、個人と自治体だけでなく、国家も会員になることができるとされており、そのため当初の暫定期間においては、元国家首脳や現または元外交官らも国家間理事会の会員になることができるとの緩和的な憲章規定によって、とくに多くの外交官が入会してきました。

元首相や元大統領候補、それに短期間で80名余の外交官（昨年4月から勧誘）が加盟するに及んで、わが国もできるかぎりご協力していただけますなら、誠に欣快でございます。

つきましては、もし貴総理が会員になって下さるなら、それは所望外の大慶事でございますが、なにしろ機構は3か月の赤子でございまして、かかる申し出は現状ではおこがましく感ずるしだいです。

それにしましても、とくに諸国の外交官が、わが機構に関心もちはじめ、ますます多く入会するようになった潮流（先月中だけで15名入会）を鑑みますと、今後1年間で、国家間理事会はVIPと外交官が総勢300名前後で構成されるだろうと予測されます。

このような状況におきまして、貴総理大臣に心底からの切望がございます。それは、初段階としまして、わが国から外交官がわが機構に入会するよう、貴総理大臣がご推薦していただきたいということでございます。

暫定期間におきましては、元国家首脳やその立候補も、国家間理事会の理事になることができますので、ご推薦していただけますと、誠にありがたく存じます。

貴総理大臣のご多幸、ご健康、ご成功、
合わせて、安全と心の安らかさを祈念しています。

追伸 地球愛友好機構憲章の第15条

第15条（国家間理事会） 1 暫定期間において、国家首脳が理事になっていない国については、元国家首脳、元首脳立候補者、現および元外務大臣、現および元外交官、ならびに連帯理事会の成員が理事になることができ、またこれらの理事だけで理事会を開催できるものとする。

2. 現および元外務大臣、ならびに現および外交官は、国家首脳首が理事会の成員でない場合、それと同数の投票権を有する。

3. 元国家首脳は、その国家の現首脳の有しうる投票数の30%とする。

元国家首脳候補者は、その国家の現首脳の有しうる投票数の20%とする。

4. 一か国から2名以上の外交官が理事会のの成員となる場合、それぞれの追加成員は、所与の国家の基礎票を20%増加し、その累積票はそれらの外交官のあいだで均等分される。

5. 暫定期間における理事会は、国籍の異なる20名の理事で構成され、国家間理事会部の全体会議が推薦する理事候補名簿を会長は尊重する。

6. 外交官は、報道情報理事会、地球愛友好裁判所および事務局を除く主要機関の成員またはオブザーバーになることができる。

7 暫定期間における理事会の最大の任務は、民族間の友好および平和の促進に寄与し、それに関して関係者に提案することである。

8 この理事会のもとに、主として退役外交によって構成され、ただしそれ自体の提案権を有する事務局が設置される。